

第 3 章 情報公開・個人情報保護

つがる西北五広域連合情報公開条例

平成 18 年 3 月 24 日
条 例 第 4 号

つがる西北五広域連合の情報公開に関しては、五所川原市情報公開条例（平成 17 年五所川原市条例第 9 号。以下「五所川原市条例」という。）の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

（1）この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得した公文書

（2）施行日前に作成し、又は取得した文書のうち、現に保有しているものであって、

目録等当該公文書の検索に必要な資料が整備されているもの

（つがる西北五広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正）

3 つがる西北五広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例（平成 11 年つがる西北五広域連合条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

（7） 情報公開・個人情報保護審査会委員

第 2 条中「第 6 号」を「第 7 号」に改める。

第 3 条第 3 項中「第 5 号及び第 6 号」を「第 1 条第 5 号から第 7 号まで」に改める。

別表第 1 中監査委員の項の次に次のように加える。

| |
|------------------|
| 情報公開・個人情報保護審査会委員 |
|------------------|

| |
|------------|
| 日額 5,700 円 |
|------------|

「監査委員

別表第 2 中「監査委員」を に、

情報公開・個人情報保護審査会委員」

「備考 宿泊料の欄中甲地方とは、県外の地域をいい、乙地方とは、県内の地域をいう。」
を

「備考

1 甲地方とは県外の地域をいい、乙地方とは県内の地域をいう。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。」

に改める。